別紙様式第七号中第十一面の次に次のように加える。

（第１２面）

９　その他特記事項

注１．認証紛争解決手続の業務を行うのに必要な知識及び能力（法第６条柱書）の維持向上のために実施した措置等を記載すること。
２．認証紛争解決事業者，その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては，その代表者又は管理人），規則第５条第１０号の重要な使用人，手続実施者等の関係者が刑罰以上の刑に処せられた場合，逮捕，勾留された場合，刑事事件に関し起訴された場合，重要な不利益処分を受けた場合，認証紛争解決事業者が裁判手続の当事者となった場合等には，その概要も記載すること。
３．記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載し，その書面を第１２面の次に添付すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令による改正後の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則別紙様式第七号の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例によることができる。